

人権なんでも相談所
〈相談無料・秘密厳守〉

閩法務局 南魚沼支局
☎772・2164

家庭内、近隣間のもめごと・悩みごとなど、毎日の暮らしの中で起こるさまざまな問題や、いじめ・差別などの相談に応じます。

☎12月4日(日)

午後1時～4時(受付・午後3時まで)

会 湯沢町公民館(湯沢町大字湯沢2822)

会 魚沼市中央公民館(堀之内公民館)(魚沼市堀之内130)

申 不要。直接会場まで。

相 人権擁護委員

新潟県ナースセンター南魚沼
相談窓口をご利用ください

閩・申 新潟県ナースセンター南魚沼相談窓口(図書館内)
☎070・2175・6012
☎025・2333・6011
(相談口以外の問合せ先)

新潟県ナースセンター相談窓口は、公益社団法人新潟県看護協会が運営している職

業紹介相談窓口です。

看護職をめざしたい、再就職したいけど不安、希望の職場を探したい、短時間であれば働きたいなど気軽にご相談ください。

☎毎週水曜日(祝日を除く)

午前10時～午後3時

会 南魚沼市図書館

申 事前に電話か新潟県看護協会ウェブサイトでご予約ください

費 無料

※研修なども実施しています。詳しくは、新潟県看護協会ウェブサイトをご覧ください



住宅用地などの利用状況
変更に伴う手続き

閩・申 税務課 資産税班
☎773・6668

住宅用地には、固定資産税を軽減する措置があります。次に該当する場合は、申告書を提出してください。

・雑種地・山林・原野など、住宅用地以外の土地に住宅を新築した

・店舗や事務所などの家屋の全部または一部の用途を住宅に変更した

・土地の利用状況を変更した(住宅用地の一部を貸し駐車場にしたときなど)

住宅用地とは

住宅として使用する家屋の敷地です。工場・倉庫・店舗・事務所などの敷地は該当しません。

住宅用地の固定資産税軽減率

・200㎡以下(小規模住宅用地)・・・6分の1に軽減
・200㎡を超える部分(一般住宅用地)・・・3分の1に軽減

※いずれも課税標準額を軽減する措置。住宅用地に建つ家屋の居住部分の総床面積の10倍までを限度

家屋の取り壊し、所有者の変更があったら届け出を

固定資産税は、1月1日現在の所有者に課税されます。

家屋を取り壊した場合は、忘れずに届け出をしてください。

登記されていない未登記家屋

相続・売買・贈与などで所有者が変わった場合は「家屋所有者(権)の変更届」を提出

出してください。

届け出がないと、旧所有者に課税が継続される場合があります。

申告書・届提出先

税務課、大和・塩沢市民センター

まだ間に合います!

マイナンバーカードポイントの対象期限が延長されました

閩市民課

☎773・6661

人)

※顔写真は窓口で無料撮影可
申請は延長・日曜窓口もご利用いただけます(本庁舎のみ)

延長窓口

11月9日(水)、16日(水)
午後5時15分～7時30分

日曜窓口

11月13日、27日
午前8時30分～正午

※住民票、戸籍などの事務は行いません

予約 不要

※交付は原則3日前までに予約が必要です。(当日申し込みは、お問い合わせください)持ち物も申請とは異なりますので、お問い合わせください